

荒川区放課後子ども総合プラン運営委員会等設置要綱

27 荒子児第 2787 号
平成 27 年 3 月 31 日制定
(副 区 長 決 定)
平成 28 年 6 月 1 日一部改正
令和 2 年 3 月 11 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、全ての児童が放課後等を安全に、かつ、安心して過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるようにするため、荒川区放課後子ども総合プラン事業又は荒川区放課後子ども教室事業（以下「プラン等」という。）を実施している小学校（以下「プラン等実施校」という。）に設置する運営委員会（以下「校区委員会」という。）及び荒川区（以下「区」という。）における総合的な放課後対策について検討する荒川区放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、プラン等実施校ごとに校区委員会を、区に運営委員会を設置する。

(組織)

第 3 条 校区委員会の委員は、次に掲げる者のうちから選出する。

- (1) プラン等実施校の児童の保護者の代表者
- (2) プラン等実施校の地元町会及び関係団体の代表者
- (3) プラン等実施校の教職員
- (4) 子ども家庭部の職員
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他区長が必要と認める者

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 子ども家庭部長の職にある者
- (2) 教育委員会事務局教育部長の職にある者
- (3) 小学校長会の代表者
- (4) 小学校副校長会の代表者
- (5) 荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会の代表者
- (6) 荒川区立小学校 P T A 連合会の代表者

(所掌事項)

第 4 条 校区委員会は、次に掲げる事項に関する情報交換、協議及び検討を行う。

- (1) プラン等の円滑な運営及び内容の充実を図るために必要な事項、実施方法等
- (2) プラン等の運営の現状及び課題等
- (3) その他委員長が必要と認める事項

2 運営委員会は、次に掲げる事項に関する情報交換、協議及び検討を行い、事業の改善及び充実等について区に報告する。

- (1) 総合的な放課後対策
- (2) 教育委員会及び福祉部局の具体的な連携方策
- (3) 小学校の余裕教室等の活用方策及び公表
- (4) プラン等の活動プログラムの企画及び充実
- (5) プラン等の安全管理
- (6) ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策
- (7) プラン等の広報活動
- (8) プラン等の実施後の検証及び評価

(任期)

第5条 委員の任期は、委員となった日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、任期を延長することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 校区委員会及び運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人以内

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務等)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第8条 校区委員会及び区委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第9条 校区委員会及び運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 校区委員会及び区委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第10条 校区委員会の事務局を、荒川区放課後子ども教室事業の運営事業者の事務室に置く。

2 運営委員会の事務局を、子ども家庭部児童青少年課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、校区委員会及び運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。